

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 地域の概要・立地

1) 北秋田市について

平成17年3月、北秋田郡の鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町が合併して「北秋田市（以下、当市とする）」として市制施行、秋田県の北部中央に位置し、面積は1152.76k㎡と秋田県全体の約10%を占めているが、森吉山をはじめとする奥羽山系の山々が連なっており、市の大半が山林となっているため、可住面積は全体の16.4%程度の約188.8k㎡にとどまっている。



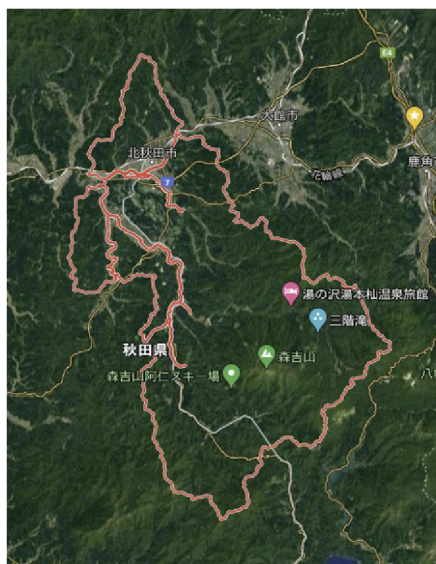
(↑当会HPより)

また、鹿角市～能代市まで延長136kmを誇る米代川が、当市北部を横断しており、その流域に沿うように国道7号線、JR奥羽本線、秋田自動車道も横断している。

立地としては、県都・秋田市から北東へ約60kmに位置し、東は大館市・鹿角市、西は能代市など県内主要都市に隣接している。

当市は、前述の交通網の他、仙北市間を結ぶ秋田内陸縦貫鉄道や、1998年に開港した大館能代空港があるなど、秋田県北部の人の往来の中枢と言える。

当市の商業エリアの特徴は、奥羽山系の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地を中心とし、この盆地と米代川支流の阿仁川や小阿仁川などの河川流域に、旧4町単位それぞれの市街地や集落が点在している。



(↑Google Mapより)

2) 北秋田市商工会について

行政合併（鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の4町が合併）から3年後の平成20年4月、鷹巣町商工会、合川町商工会、阿仁森吉商工会の3商工会が合併し、当市全域を管轄区域とする「北秋田市商工会（以下当会とする）」が新たに誕生した。

合併当初は、旧4町の地区に事務所を構えていたが、平成29年10月に業務機能を一拠点に集約した。

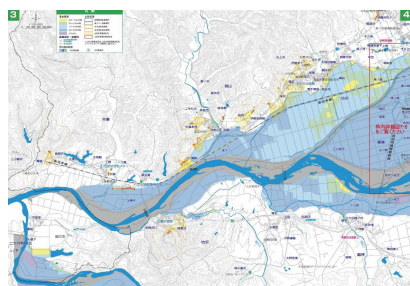
当会が関わる防災に関しては、平成27年に北秋田市が策定した「北秋田市地域防災計画」の中で、「市が行う商工業関係の被害調査の協力に関する事」「被災商工業者に対する融資あっせんに関する事」「災害時における物価安定対策に関する事」「救助用物資、復旧用資器材の調達あっせんに関する事」について、責務を果たす役割となっている。

3) 想定される災害等のリスク

【洪水】

災害リスクの高い市内の河川『米代川、小猿部川、綴子川、阿仁川、小阿仁川』

市内に流れる一級河川「米代川」は、岩手県八幡平市田山地区に端を発し、日本海と接する能代市の河口まで全長 136km に及ぶ大規模河川であるが、このうち約 15km が当市鷹巣地区（鷹巣盆地）を横断している。



阿仁川は、旧阿仁町に端を発し、旧森吉町、旧合川町を縦断し、当市と能代市の境界部分に近い米代川に合流し、綴子川と小猿部川は鷹巣地区の山間部からそれぞれ米代川に注ぎ、小阿仁川は上小阿仁村から当市合川地区で阿仁川と合流する。

詳細は地区別に後述とするが、いずれ本流、支流ともに氾濫危険区域が点在している。

(←北秋田市防災マップより)

先に述べたとおり、本市は多くの河川を抱えていることから、合併以前より多くの水害が発生している。

特に、昭和 47 年に米代川一帯を襲った戦後最大の大洪水は、流域に甚大な被害を与えた。

その後は河川改修や、平成 24 年 3 月に森吉山ダムが竣工したことにより、一帯の水害リスクは軽減されつつあるが、浸水想定区域図が示すとおり、現在も一定の水害リスクを抱えている。

【土砂災害・雪害】

①地すべり

当市は、出羽丘陵の北部地域（米代川の中流域・下流域周辺）に位置し、地すべりが発生しやすい地域に有り、地すべり災害危険箇所として 70 箇所が指定されている。

②急傾斜崩壊

当市は山林が多いことから、急傾斜地崩壊危険箇所として 97 箇所指定されている。

③土石流

当市の河川上流は大半が急流河川で、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させており、土砂危険渓流地域は 176 箇所が指定されている。

④土砂災害その他

当市では、近年大きな災害は発生していないが、山腹崩壊危険地区 200 箇所、崩壊土砂流出危険地区 435 箇所が指定されており、土砂災害発生の可能性が高い。

⑤雪崩

当市の雪崩危険箇所は 177 箇所あり、特に大雨等によって大きな雪崩が発生するおそれがある他、斜面やトンネル入口部などでは雪庇や吹きだまりが懸念され、山間部奥地の集落では豪雪による孤立のおそれもある。

【感染症等】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな感染を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が、全国的かつ急速にまん延する事により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

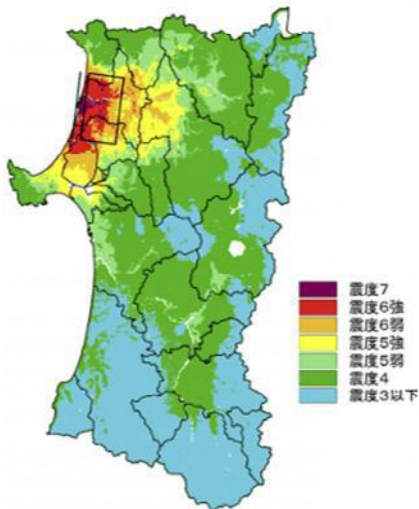
【地震】

平成 25 年に公表された秋田県地震被害想定調査では、当市において想定される最も大きな震度は「能代断層帯」の最大震度 6 強とされている。

死者負傷者の原因は、その 9 割が建物の倒壊によるものであり、この要因として、現在の耐震基準が導入（昭和 56 年）される以前の建物が過半数に上る為である。

また、ライフラインの復旧まで数週間を要する場合があります、特に冬の場合は作業効率が下がり、復旧期間が長期化すると推測されており、建物の被害によるほか、断水の長期化により、多数の避難者が発生すると推測されている。

(1) 能代断層帯
【M=7.1、最大震度：7、詳細法】



建物被害		
全壊棟数	161 棟	
半壊棟数	1,005 棟	
焼失棟数	0 棟	
人的被害		
死者数	3 人	
負傷者数	145 人	
ライフライン被害		
上下水道断水人口	1,610 人	
電力停電世帯数	2,252 世帯	
避難者数	1,410 人 (4 日後)	

(↑秋田県地震被害想定調査報告書より)

2. 商工業者の状況

・北秋田市全体の商工業者数 1,361 人 (うち小規模事業者数 1,198 人)

※当会商工業者台帳より (令和 3 年 2 月時点)

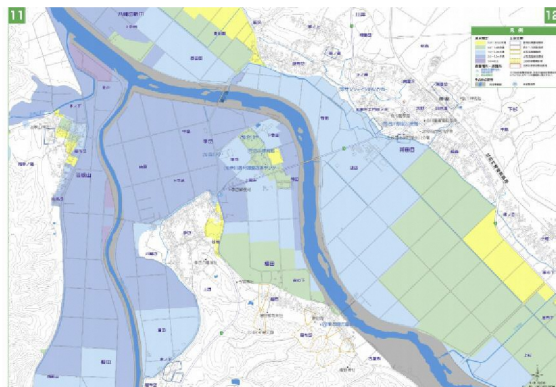
業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	264	249	旧 4 町地区別状況のとおり
製造業	174	143	旧 4 町地区別状況のとおり
卸売業	26	16	旧 4 町地区別状況のとおり
小売業	312	261	旧 4 町地区別状況のとおり
飲食店・宿泊業	114	108	旧 4 町地区別状況のとおり
サービス業	393	355	旧 4 町地区別状況のとおり
その他	78	66	旧 4 町地区別状況のとおり
	1,361	1,198	

【鷹巣地区】

業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	140	130	地区内に点在している
製造業	101	84	浸水想定区域内にはごく一部のみ
卸売業	19	9	地区内に点在している
小売業	188	147	駅前周辺に集中の他地区内に点在している
飲食店・宿泊業	76	71	浸水想定区域内にはごく一部のみ
サービス業	259	228	地区内に点在している
その他	51	42	地区内に点在している
0	834	711	

鷹巣地区中心エリアの防災マップ↓

鷹巣地区では、米代川と綴子川が氾濫 → した際に、広範囲の浸水被害が想定されているが、中心商店街は浸水想定箇所から外れている。



合川地区商業エリアの防災マップ

←マップ中央の阿仁川の氾濫による浸水被害が想定されているが、農耕地が殆どであり小規模事業者は極わずか。駅前周辺は高台にあり浸水想定箇所からは外れている。

【合川地区】

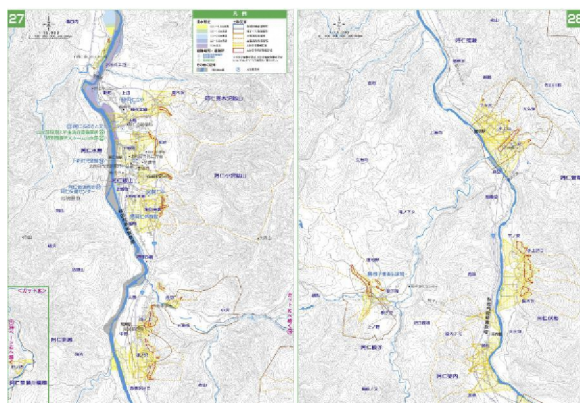
業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	53	52	浸水想定区域外に多く点在している
製造業	27	19	高台の工業団地に集中している
卸売業	5	5	地区内に点在している
小売業	43	40	駅前周辺に集中、他は点在している
飲食店・宿泊業	7	7	駅前周辺に集中し浸水想定区域には0社
サービス業	53	48	地区内に点在している
その他	8	8	地区内に点在している
0	196	179	

【森吉地区】

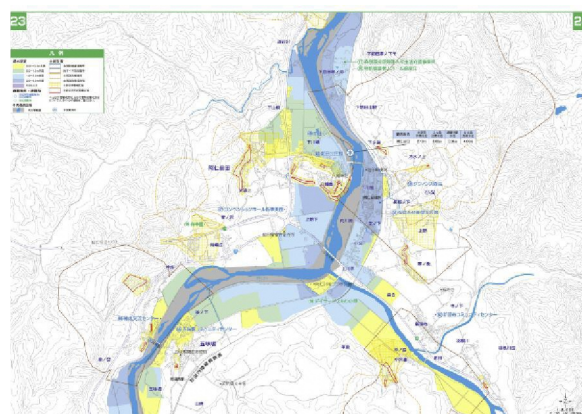
業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	47	44	浸水想定区域内にごく一部
製造業	31	26	地区内に点在している
卸売業	1	1	浸水想定区域外に1社のみ
小売業	48	41	浸水想定区域内に集中している
飲食店・宿泊業	23	22	山間部の浸水想定区域内に点在している
サービス業	57	56	地区内に点在している
その他	12	10	地区内に点在している
0	219	200	

森吉地区の防災マップ↓

マップを縦断する阿仁川と、合流する → 小又川の合流地下流では、平成19年に洪水災害が発生、駅前周辺はおよそ2mの浸水となるなど、最も危険な箇所とされる。



阿仁地区の防災マップ↑



←阿仁合地区では、マップを縦断する阿仁川の氾濫が想定されており、駅前周辺の商店街エリア小売業、飲食店への影響が大きい。

【阿仁地区】

	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	24	23	地区内に点在している
製造業	15	14	地区内に点在している
卸売業	1	1	浸水想定区域外に1社のみ
小売業	33	33	浸水想定区域内に集中している
飲食店・宿泊業	8	8	飲食店は駅前に宿泊は山間部に点在
サービス業	24	23	地区内に点在している
その他	7	6	地区内に点在している
0	112	108	

3. これまでの取組

(1) 北秋田市の取組

①地域防災計画と国土強靱化地域計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、北秋田市防災会議を立ち上げ、当市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、当市の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護する事を目的として、平成 27 年 2 月に「北秋田市地域防災計画」の改定を行った。

この中では、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われない事を最重視し、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる視点で策定されており、スローガンとして【日常のための減災～安全と安心のために～「助け合う心と思いやりのあるまちづくりから】を掲げてその浸透に取り組んでいる。

また、平成 25 年 12 月に国土強靱化基本法が施行され、同法第 13 条に定める地域計画として、令和 2 年 11 月に「北秋田市国土強靱化地域計画」を策定している。

直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、「脆弱性」を減らすため、事前に取組むべき施策を進めるために策定している。

地域防災計画は、災害ごとの実施すべき事項を定めているが、国土強靱化地域計画は大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるための取組をとりまとめ、推進していくためのものである。

②一般災害対策

「自らの身の安全は、自らが守る」を防災の基本とし、住民一人ひとりが自覚を持ち、平常時から災害に対する備えと心掛けを持つことを強く広報している。

また、災害発生時には初期消火など自らができる防災活動を始め、当市、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動、さらに企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結び付くとして、当市と防災関係機関は平常時から防災知識の普及啓発などに取り組んでいる。

③震災対策

地震防災緊急事業五箇年計画（現在は第 5 次）を作成し、地震による住民の生命や財産に及ぼす被害を最小限にとどめるために、耐震化の促進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの取組を推進している。

④災害復興計画

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けている。

復興事業は住民や企業その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業であり、効果的に実施するために被災後の速やかな計画策定を推進している。

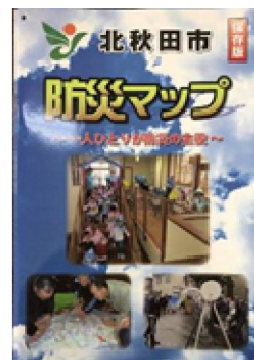
また、被災後の混乱期を想定し、復興手順の明確化や復興基礎データの整備などを盛り込んだ復興マニュアルを平常時から整備している。

⑤防災に関する情報提供

●防災マップ

地域に潜む危険に対して、市民により一層の理解を深めてもらうため、【北秋田市防災マップ～一人ひとりが防災の主役～】を平成28年5月に全世帯へ配布している。

防災マップはB4版フルカラーで、避難場所、浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等各種ハザードマップを掲載したほか、冒頭には各種防災情報を掲載している。



●防災ラジオ



市民に対する防災情報の確実な伝達を行う為、平成29年度より、市内の希望する全世帯・全事業所に対して、防災ラジオを配布している。

このラジオは、災害時には各種防災情報（避難情報、緊急地震速報、気象警報等）を、平常時には、市からの一般広報を放送している。

室内設置のため、大雨や台風などの荒天時でも可聴性が高く、従来の防災行政無線の屋外拡声器と比べ、災害の緊急情報を、より確実に伝達することが可能となっている。

●北秋田市防災情報メール

屋外でも利用可能な防災情報の伝達手段として、登録制の北秋田市防災情報メールを整備している。

各携帯電話会社の提供する緊急速報メール（エリアメール）と異なり、より細やかな地域の防災情報を提供している。

●ホームページによる防災関連情報の提供

ホームページの「防災」のページは総務部総務課危機管理係が情報更新を手掛けており、常に最新の防災情報を発信しており、そのコンテンツは現時点で以下のとおりである。

- ・雪崩災害から身を守りましょう
- ・北秋田市洪水・土砂災害ハザードマップ
- ・災害アーカイブ(記録保存) 平成19年9月17日
- ・避難所等における新型コロナウイルス感染症対策について
- ・あの時の地震を忘れない (No. 2)
- ・あの時の地震を忘れない (No. 1)
- ・北秋田市防災情報メール
- ・指定緊急避難場所と指定避難所
- ・災害への備え
- ・災害時要配慮者避難支援制度
- ・弾道ミサイル落下時の行動等について
- ・北秋田市防災ラジオ
- ・北秋田市地域防災計画
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

⑥災害時備蓄品

北秋田市地域防災計画に基づき、計画数を定め下記物品の備蓄をしている。

・ 当市と県の共同備蓄品目

主食、主食（要配慮者用お粥等）、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、石油ストーブ、トイレ、トイレトペーパー、紙おむつ（大人用・子ども用）、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、給水タンク、医療品セットについて、それぞれ計画数を定め備蓄している。

・ 当市独自の備蓄品

トイレ用簡易テント、暖房器具、簡易間仕切り、救護所用簡易ベット、ダンボールベット、避難所用簡易テント、非常用電話等を備えている。

⑦北秋田市新型インフルエンザ等対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症等、緊急経済対策室の設置
- ・ 各種支援制度の新設など

(2) 北秋田市商工会の取り組み

① 事業者BCPに関する国の施策の周知

国が作成した「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「BCPの専門家派遣（ミラサポ無料派遣）」「事業継続力強化計画認定制度」等のリーフレット類が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する周知を行ったほか、当会ホームページ上でも、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

特に、当会の機関誌は奇数月に発行（年間6度の発行）しており、常に経営に役立つ最新情報をお届けできるため、適時、機関誌にBCP策定啓発の内容も掲載している。

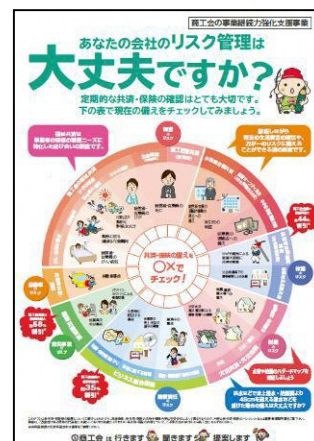
② 事業者BCP策定セミナーの開催

現時点では、当会が小規模事業者向けのBCP策定セミナーを開催したことは無い。

しかし、業務提携先の損害保険会社等が近隣で、危機管理やBCP策定に関するセミナーを開催する際には、その都度、管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③ 損害保険への加入促進

当会では、事業継続上に潜む様々なリスクから、事業者の生命と財産を守るために、有益な共済商品の提案を、右図のチラシを用いながら、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済(協)等と連携して行っている。



(当会で取り扱う事業者向けの共済・保険商品)

商工貯蓄共済、会員福祉共済、休業補償共済、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、中小企業退職金共済、特定退職金共済、総合保険、火災共済、地震危険補償共済、自動車共済、大型傷害共済、がん重点補償共済、業務災害補償共済、地震災害時休業対応応援共済、PL保険など

また、こうしたリスクに企業として対応出来ているかの有無を一目でチェックできる「リスク管理チェックシート」を通常の巡回訪問時に用いて加入の提案を行っているだけでなく、当会の総会資料の巻末広告としても掲載し、平常時からBCP対応の必要性を強く周知している。

④ 防災備蓄品

携帯型ウォータータンク、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、拡声器、軍手、長靴、ロープ、バケツ、ハンゴ、救急箱、コードリール、石油ストーブ、石油、工具類、タオル、ライター、木炭、ゴミ袋など

⑤ 防災訓練への参加

当会は、北秋田市産業会館の中に入居しており、施設全体の管理運営も担っていることから、防火管理者を設置し必要な知識を習得させ、職員間で情報共有しており、避難場所や避難経路の確認は行っているが、それ以外の訓練等は行っていない。

II 課題

当市における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

1. 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、業種では、建設業者、製造業者（主に工業団地にある誘致企業等）、フランチャイズに加盟するコンビニエンスストアなどのごく一部に限られている。

事業者の規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。

したがって、事業所BCPの策定に関する当市全体の状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する当会の取組も本格化していないため、啓発活動等については、当市と当会の連携強化の必要性が高まっている。

2. 策定支援のスキル習得に課題がある

当市、当会ともに、職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

3. 小規模事業者向けのBCP策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

4. 応急対策に関する当市と当会の連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、2者の連携・協力体制が具体化されていない。

5. 感染症等の爆発的流行や未知の感染症等への対策が不十分

新型コロナウイルス感染症のように、今後も未知の感染症等が流行した際は、国や県が示す行動指針等に準ずることとなるが、こうした対応施策は、市民に浸透しているとは言えない。

Ⅲ 目 標

北秋田市国土強靱化地域計画と北秋田市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備え、中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、当市、当会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対しては「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、当市、当会及び関係機関と連携・協力体制を構築し次の取組を実施する。

1. 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

- ①災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

2. 被害の把握・報告ルートの確立

災害等発生時における緊急連絡を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

3. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

災害等発生後、速やかな応急対策や復興支援策を実施できるよう、組織内体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年 4月 1日～ 令和8年 3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当市と当会の役割分担と実施体制を整理し、以下の事業を連携して行う。

(1) 事前の対策

平常時から、当市の防災マップより地区別の危険箇所を把握し、発災時には「北秋田市地域防災計画」に基づき、混乱なく応急対策を実施出来るよう準備する。

また、以下の取組を実施することで、災害に対する認識を高め1社でも多くの事業者がBCPを策定し、発災時に最小限の被害等で乗り切れる体制づくりを行う。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者にBCPの必要性を認識していただくために、普及・啓発を目的として、年度事業計画に次に掲げる事業毎の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

当市および当会の広報誌、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組んでいる事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

当市のハザードマップを当会事務所に掲示するほか、経営指導員等による管内小規模事業者への巡回訪問を実施する際に、ハザードマップ等を用いて、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、発災時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当会のホームページにリンクするなど、サイトの活用により防災とリスク対応の理解を図る。

③ リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたる。

これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められることから、リスク管理状況を確認できるリスク対応チェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

④ 事業者BCP策定に関する支援

- ・ BC P策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

- ・ BC P策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

- ・個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

2) 北秋田市商工会の事業継続計画の作成

- ①当会の業務継続計画の策定は令和3年3月に着手する。

3) 関係団体等との連携

- ①職員向け研修会をはじめ事業者向けBCP策定セミナーの開催時には、連携する損保会社等に講師として専門家の派遣を依頼し策定に向けた意識向上を図る。
- ②個別支援については、秋田県商工会連合会等の専門家派遣を活用し、計画策定における直接的なアドバイスの支援を受け、策定の実現性を高める。
- ③関係各所への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

- ①巡回訪問時など、管内小規模事業者のBCP策定の有無を調査し、経年による計画内容の見直しの必要性や、新たなリスク対策商品などを提案しながら、実情に即した計画が維持されるようフォローアップを行う。

5) 訓練の実施

- ①市総合防災訓練に積極的に参加し、発災時の行動に備える。
- ②訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

(2) 発災後の対策

災害発生時には、人命救助を第一とし、次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(応急対策の定義)

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で連携して行う応急対策は次の業務とする。

■連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- ・緊急相談窓口の設置・相談業務
- ・被害調査・経営課題の把握業務
- ・復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となるが、これらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを2者間で整備する。

1) 安否及び業務従事可否確認について

- ①役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

(安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集める)

団体名	内 容
北秋田市商工観光課	○職員：発災後 3 時間以内に緊急連絡網にて確認
北秋田市商工会	○職員：発災後 1 時間以内に LINE グループ機能で確認 かつ、災害伝言ダイヤルに各自で安否登録を行う ○三役：3 時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1 日以内に携帯電話にて確認 ○会員：3 日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

2) 安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

発災後 2 時間以内には、安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

また、県への報告は、当市から当会分も含めて行う。

団 体 名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第 1 順位	第 2 順位	
北秋田市商工観光課	課 長	商工労働係長	秋田県産業政策課
北秋田市商工会	事務局長	副事務局長	北秋田市商工観光課 秋田県商工会連合会

3) 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の 10% 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の 1 % 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内 0.1% 程度の事業所で、床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務

ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない
---------	----------------	--------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

4) 被害情報等の共有間隔

期 間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
1か月以内	1日に1回（9時）共有する
1か月超	2日に1回共有する

(3) 災害時における指示命令系統・連絡体制

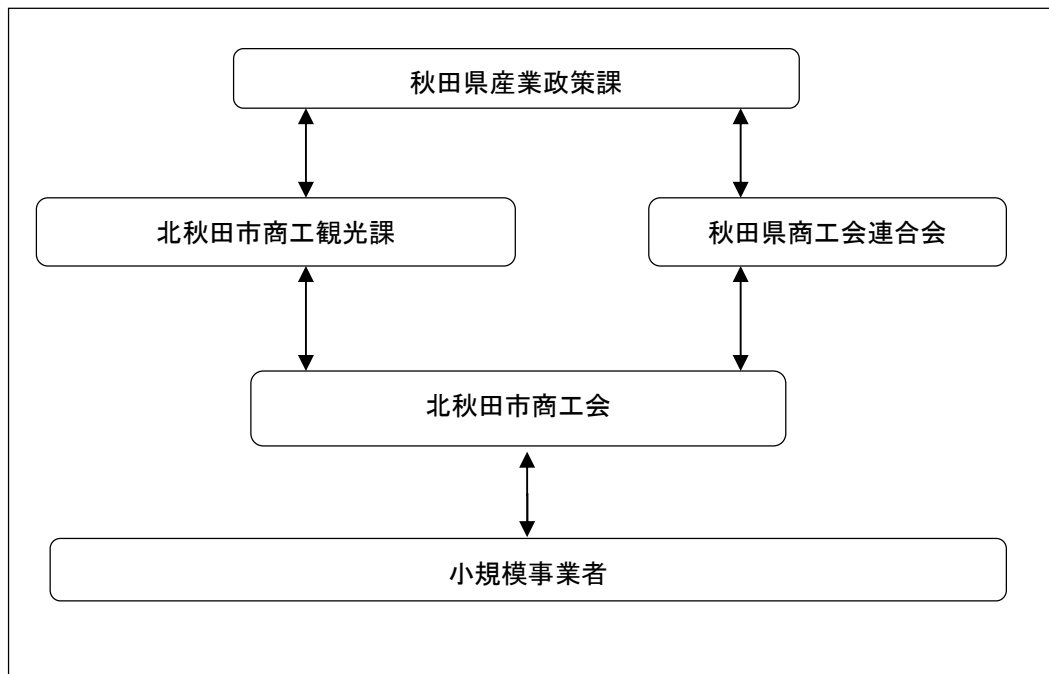
発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築する。

さらに、二次被害を防止するため被災地域で活動を行うことについての決定について、あらかじめ確認しておく。

また、当市や当会が得た情報及び共有した情報については、秋田県、秋田県商工会連合会が指定する方法にて報告することとする。

感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を秋田県の指定する方法にて、当会または当市より秋田県に報告する。

なお、発災時の指示命令系統・連絡体制図は下図のとおりとする。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

1) 相談窓口の開設

当会は、本市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。
また、国・県から特別の要請を受けた場合は相談窓口を設置することとするほか、新型インフルエンザ等の感染症拡大において事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援を実施するために相談窓口の開設等を行う。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

秋田県および本市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

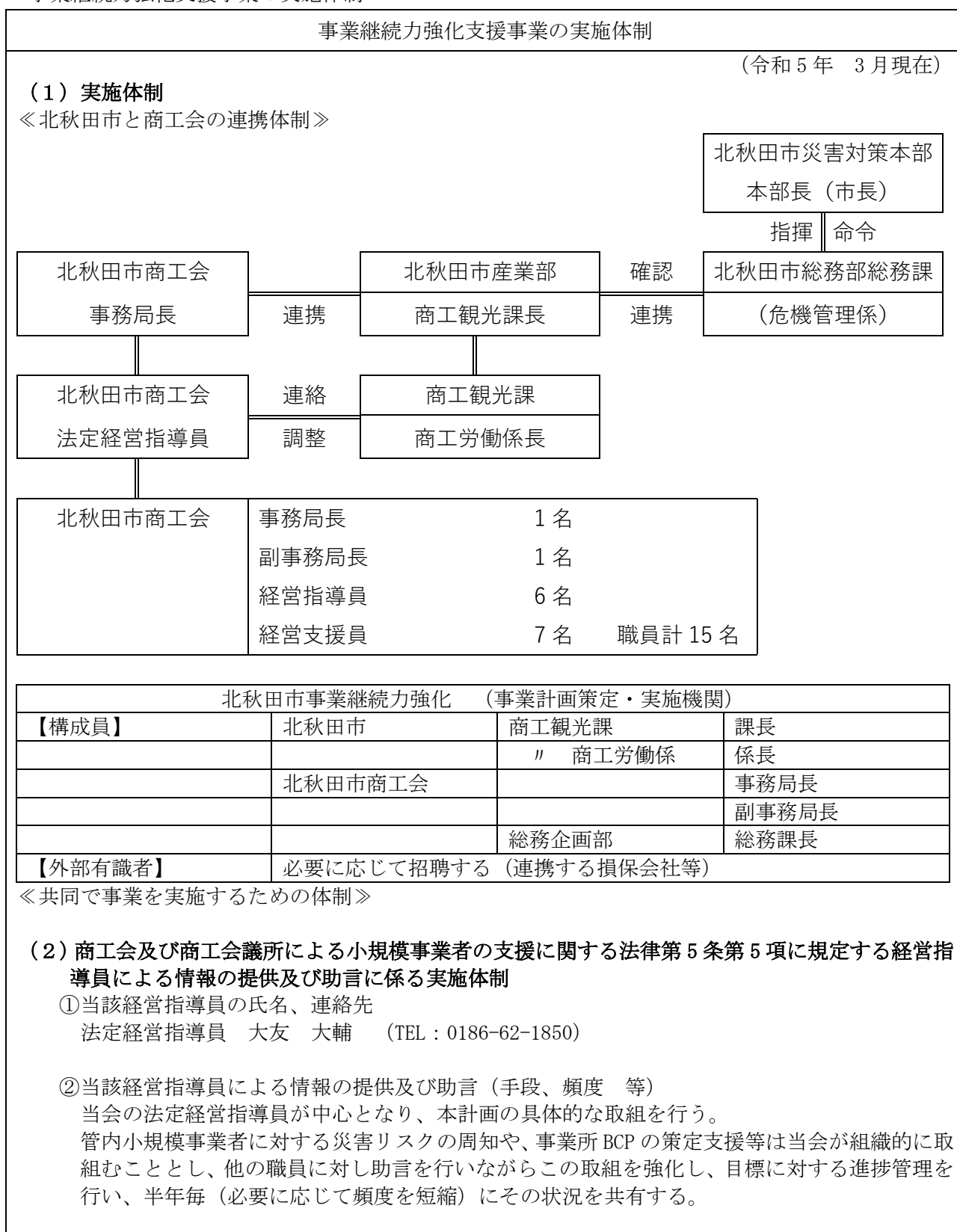
被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／関係市町村連絡先

①商工会

北秋田市商工会 総務企画部 総務課
〒018-3302 秋田県北秋田市栄字中綱 31 番 1 号
TEL:0186-62-1850 FAX:0186-62-1757

②関係市町村

北秋田市 産業部 商工観光課 商工労働係
〒018-3312 秋田県北秋田市花園町 15 番 1 号
TEL: 0186-62-5360 FAX:0186-62-5551

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	955	955	1,197	1,197	1,197
1. BCP策定支援研修開催費	55	55	55	55	55
①講師謝金・旅費	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)
2. BCP策定セミナー開催費	230	230	230	230	230
①講師謝金・旅費	(110)	(110)	(110)	(110)	(110)
②広告費	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)
③通信費	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)
3. 個別支援費	550	550	825	825	825
①専門家謝金・旅費	(550)	(550)	(825)	(825)	(825)
4. 普及・啓発費	120	120	120	120	120
①広告費	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)
②通信費	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等
上記の経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣期間や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいた時には当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし